

本原浜岡発第 103 号
令和 5 年 12 月 14 日

原子力規制委員会殿

住 所 名古屋市東区東新町 1 番地
申 請 者 名 中部電力株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 林 欣吾
社 長 執 行 役 員

浜岡原子力発電所 2 号原子炉
廃止措置計画変更認可申請書の一部補正について

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第 43 条の 3 の 34 第 3 項において準用する同法第 12 条の 6 第 3 項の規定に基づき、令和 5 年 3 月 13 日付、本原浜岡発第 107 号（令和 5 年 10 月 23 日付、本原浜岡発第 101 号をもって一部補正）をもって変更認可を申請した浜岡原子力発電所 2 号原子炉廃止措置計画変更認可申請書について、下記のとおり一部補正いたします。

記

浜岡原子力発電所 2 号原子炉廃止措置計画変更認可申請書の別紙 3 「変更の内容」について、添付 1 のとおり一部補正する。

以 上

添付 1

浜岡原子力発電所 2 号原子炉廃止措置計画変更認可申請書の
補正前後比較表

別紙3 「変更の内容」の補正前後比較表

注) 青色の囲み線は、補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

別紙3「変更の内容」の補正前後比較表			
補正箇所			理由
58頁	<p>変更前 2. 2 事故の想定</p> <p>(中略)</p> <p>(9) 地震 「原子炉設置許可申請書」に記載の耐震設計を考慮している原子炉施設(建屋及び設備)のうち必要な機能を必要とする期間維続して維持管理することと、第1段階中に1号及び2号炉から、全ての燃料の搬出を完了したことから、地震が周辺公衆の被ばくに大きな影響を与える事故の誘因となることはないため、起因事象として想定しない。</p> <p>以上から、「(1) 火災」、「(4) 動的機器の機能停止」、「(5) 弁の誤開閉」、「(6) 異常切断」及び「(7) 外部電源の喪失」の事象が想定できる。しかし、「(4) 動的機器の機能停止」、「(5) 弁の誤開閉」、「(6) 異常切断」及び「(7) 外部電源の喪失」の事象は、事故が発生した時点で作業を中断することでより、粒子状放射性物質の大気放出を制限できるため、<u>放出源となる放射性物質の移動・挙動</u>が同一になる「(1) 火災」の「①汚染拡大防止用いフィルタの破損」に包絡される。</p> <p>「(1) 火災」のうち、「①汚染拡大防止用いフィルタの破損」では、火災によって作業環境中に放出された粒子状放射性物質は、建屋排気フィルタを通して大気に放出されることから「②建屋排気フィルタの破損」が同一になる「(1) 火災」の「①汚染拡大防止用いフィルタの破損」に包絡される。したがって、最も影響の大きい事故として「②建屋排気フィルタの破損」を選定する。</p> <p>(9) 地震 「原子炉設置許可申請書」に記載の耐震設計を考慮している原子炉施設(建屋及び設備)のうち必要な機能を必要とする期間維続して維持管理することと、第1段階中に1号及び2号炉から、全ての燃料の搬出を完了したことから、地震が周辺公衆の被ばくに大きな影響を与える事故の誘因となることはないため、起因事象として想定しない。</p> <p>以上から、「(1) 火災」、「(2) 航空機による飛行機の墜落」、「(3) 建屋の誤開閉」、「(4) 動的機器の機能停止」、「(5) 弁の異常切断」及び「(7) 外部電源の喪失」の事象が想定できる。しかし、「(4) 動的機器の機能停止」、「(5) 弁の誤開閉」、「(6) 異常切断」及び「(7) 外部電源の喪失」の事象は、事故が発生した時点で作業を中断することでより、粒子状放射性物質の大気放出を制限できるため、<u>放出源となる放射性物質の移動・挙動</u>が同一になる「(1) 火災」の「①汚染拡大防止用いフィルタの破損」に包絡される。</p> <p>「(1) 火災」のうち、「①汚染拡大防止用いフィルタの破損」では、火災によって作業環境中に放出された粒子状放射性物質は、建屋排気フィルタを通して大気に放出されることから「②建屋排気フィルタの破損」が同一になる「(1) 火災」の「①汚染拡大防止用いフィルタの破損」に包絡される。したがって、最も影響の大きい事故として「②建屋排気フィルタの破損」を選定する。</p>	<p>変更後 2. 2 事故の想定</p> <p>(中略)</p> <p>(9) 地震 「原子炉設置許可申請書」に記載の耐震設計を考慮している原子炉施設(建屋及び設備)のうち必要な機能を必要とする期間維続して維持管理することと、第1段階中に1号及び2号炉から、全ての燃料の搬出を完了したことから、地震が周辺公衆の被ばくに大きな影響を与える事故の誘因となることはないため、起因事象として想定しない。</p> <p>以上から、「(1) 火災」、「(2) 航空機による飛行機の墜落」、「(3) 建屋の誤開閉」、「(4) 動的機器の機能停止」、「(5) 弁の異常切断」及び「(7) 外部電源の喪失」の事象が想定できる。しかし、「(4) 動的機器の機能停止」、「(5) 弁の誤開閉」、「(6) 異常切断」及び「(7) 外部電源の喪失」の事象は、事故が発生した時点で作業を中断することでより、粒子状放射性物質の大気放出を制限できるため、<u>放出源となる放射性物質の移動・挙動</u>が同一になる「(1) 火災」の「①汚染拡大防止用いフィルタの破損」に包絡される。</p> <p>「(1) 火災」のうち、「①汚染拡大防止用いフィルタの破損」では、火災によって作業環境中に放出された粒子状放射性物質は、建屋排気フィルタを通して大気に放出されることから「②建屋排気フィルタの破損」に包絡される。したがって、最も影響の大きい事故として「②建屋排気フィルタの破損」を選定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 変更箇所の追加 変更箇所の記載の適正化(記載の明確化)
	<p>変更前 2. 2 事故の想定</p> <p>(中略)</p> <p>(9) 地震 「原子炉設置許可申請書」に記載の耐震設計を考慮している原子炉施設(建屋及び設備)のうち必要な機能を必要とする期間維続して維持管理することと、第1段階中に1号及び2号炉から、全ての燃料の搬出を完了したことから、地震が周辺公衆の被ばくに大きな影響を与える事故の誘因となることはないため、起因事象として想定しない。</p> <p>以上から、「(1) 火災」、「(2) 航空機による飛行機の墜落」、「(3) 建屋の誤開閉」、「(4) 動的機器の機能停止」、「(5) 弁の異常切断」及び「(7) 外部電源の喪失」の事象が想定できる。しかし、「(4) 動的機器の機能停止」、「(5) 弁の誤開閉」、「(6) 異常切断」及び「(7) 外部電源の喪失」の事象は、事故が発生した時点で作業を中断することでより、粒子状放射性物質の大気放出を制限できるため、<u>放出源となる放射性物質の移動・挙動</u>が同一になる「(1) 火災」の「①汚染拡大防止用いフィルタの破損」に包絡される。</p> <p>「(1) 火災」のうち、「①汚染拡大防止用いフィルタの破損」では、火災によって作業環境中に放出された粒子状放射性物質は、建屋排気フィルタを通して大気に放出されることから「②建屋排気フィルタの破損」に包絡される。したがって、最も影響の大きい事故として「②建屋排気フィルタの破損」を選定する。</p>	<p>変更後 2. 2 事故の想定</p> <p>(中略)</p> <p>(9) 地震 「原子炉設置許可申請書」に記載の耐震設計を考慮している原子炉施設(建屋及び設備)のうち必要な機能を必要とする期間維続して維持管理することと、第1段階中に1号及び2号炉から、全ての燃料の搬出を完了したことから、地震が周辺公衆の被ばくに大きな影響を与える事故の誘因となることはないため、起因事象として想定しない。</p> <p>以上から、「(1) 火災」、「(2) 航空機による飛行機の墜落」、「(3) 建屋の誤開閉」、「(4) 動的機器の機能停止」、「(5) 弁の異常切断」及び「(7) 外部電源の喪失」の事象が想定できる。しかし、「(4) 動的機器の機能停止」、「(5) 弁の誤開閉」、「(6) 異常切断」及び「(7) 外部電源の喪失」の事象は、事故が発生した時点で作業を中断することでより、粒子状放射性物質の大気放出を制限できるため、<u>放出源となる放射性物質の移動・挙動</u>が同一になる「(1) 火災」の「①汚染拡大防止用いフィルタの破損」に包絡される。</p> <p>「(1) 火災」のうち、「①汚染拡大防止用いフィルタの破損」では、火災によって作業環境中に放出された粒子状放射性物質は、建屋排気フィルタを通して大気に放出されることから「②建屋排気フィルタの破損」に包絡される。したがって、最も影響の大きい事故として「②建屋排気フィルタの破損」を選定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 変更箇所の追加 変更箇所の記載の適正化(記載の明確化)

注) 青色の囲み線は、補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。